



国保からののお知らせ



皆野町けんこう大使
みへな

整骨院・接骨院で保険証が使えるケースは限られます！

整骨院・接骨院の先生は、“医師”ではないため、施術の行為が限定されています。そのため施術には、保険証が「使える場合」と「使えない場合」があります。

 保険証が使えます	 保険証は使えません！ ⇒全額自己負担になります
<ul style="list-style-type: none"> ・打撲 <small>ねんざ</small> ・捻挫 <small>ざしょう</small> ・挫傷(肉離れなど) ・骨折 ・脱臼 <p>(応急手当以外は医師の同意が必要です)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中での疲れ・肩こり・腰痛・体調不良など ・あん摩・マッサージ代替りの利用 ・スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛 ・脳疾患後遺症、リウマチ、神経痛などの慢性病からくる痛みやしびれ ・症状改善のみられない長期の施術 ・以前負傷した部位の痛み ・原因不明の痛みや違和感

整骨院・接骨院にかかるときの注意事項

原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかを、きちんと伝えましょう。病院での治療と重複はできません(同一負傷について同時期に整形外科の治療と重複した場合、原則として施術料は全額自己負担)。

また、交通事故など第三者行為では保険証は使えません。その場合は下記「問合せ」まで連絡してください。

ご自身で「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、氏名は必ず自分で記入しましょう

保険証を使って施術を受ける場合は「療養費支給申請書」に署名が必要です。記載されている疾病名・施術日数・金額を確認して、氏名は必ず自分で記入しましょう。

また、領収書も必ずもらうようにしましょう。

施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受けましょう

長期にわたって施術を受けても治らない場合は、内科的疾患が原因とも考えられますので、医師の診察を受けることをお勧めします。

国保から治療内容をお尋ねすることがあります

「療養費支給申請書」が送られてくると国保にて保険証が正しく使われているかどうか点検します。なかでも、被保険者が1か月に15日以上かかっている場合は施術日数について確認しています。このようなときは、国保から負傷原因、負傷部位、施術年月日、その内容などを照会させていただくことがあります。

記録を付けたり、領収書を保管するなど医療費の適正化のためご協力をお願いします。

40歳以上の皆さん、特定健診の受診(予約)はお早めに！！

4月に赤色の封筒を送付しました。中身はご覧になりましたか？この機会に年に一度の定期健診を受診してみませんか？健診は無料で受けられます。Minapo(みなぽ)のポイントを集めて、クオカードをゲットしましょう。そのためには早めの受診をお勧めします。

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232